別表六の十一(五)付表の記載要領等第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第11号中「(14)、(15)又は(16))＋((14)、(15)又は(16))×(17)　(18)」を「(11)、(12)又は(13))＋((11)、(12)又は(13))×(14)　(15)」に改める。

別表六の十一(五)の表中

比較試験研究費の合計額 （各連結法人の別表六の二(九)「５」の合計）	を	比較試験研究費の合計額 （各連結法人の別表六の二(七)「５」の合計）

に、

平均売上金額の合計額 （各連結法人の別表六の二(九)「10」の合計）	を	平均売上金額の合計額 （各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計）

に、

割増前税額控除割合 $\frac{12}{100}+((7)-\frac{5\text{又は}8}{100})\times0.3$ （0.12未満の場合又は(5)＝０の場合は0.12）	を	割増前税額控除割合 $\frac{12}{100}+((7)-\frac{8}{100})\times0.3$ （0.12未満の場合又は(5)＝０の場合は0.12）

に、

(7)　＞　５　％　又　は　(7)　＞　８　％　の　場　合	を	(7)　＞　８　％　の　場　合

に改める。同表の記載要領等第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第３項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第11号中「及び「試験研究費割合の計算」」を「、「試験研究費割合の計算」及び「税額控除割合の計算」」に、「以下この記載要領において同じ。）が平成29年４月１日」を「）が平成31年４月１日」に改め、同第11号から第14号までを削る。

別表六の十一(六)付表の表中

特別試験研究費対象割合 $\frac{\text{別表六の二(七)「３」}}{\text{別表六の二(七)「１」}}$ 各連結法人における特別試験研究費対象金額 （別表六の二(七)付表「１」）×(3)	を	特別試験研究費対象割合 $\frac{\text{別表六の二(八)「３」}}{\text{別表六の二(八)「１」}}$ 各連結法人における特別試験研究費対象金額 （別表六の二(八)付表「１」）×(3)

に、

各連結法人における比較試験研究費の額 （別表六の二(七)「５」）	を	各連結法人における比較試験研究費の額 （別表六の二(九)「５」）

に、

各連結法人における平均売上金額 （別表六の二(九)「10」）	を	各連結法人における平均売上金額 （別表六の二(七)「10」）

に、

割増前個別税額控除割合 $\frac{12}{100}+((9)-\frac{5\text{又は}8}{100})\times0.3$ （0.12未満の場合又は(7)＝０の場合は0.12）	を	割増前個別税額控除割合 $\frac{12}{100}+((9)-\frac{8}{100})\times0.3$ （0.12未満の場合又は(7)＝０の場合は0.12）

に改める。同表の記載要領等第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第３項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第11号中「又は連結親法人事業年度が平成31年４月１日前に開始した各連結事業年度において同「割増前税額控除割合」欄に記載された割合が100分の５を超える場合」を削り、同第四号中「$\frac{12}{100}+((9)-\frac{5\text{又は}8}{100})\times0.3$　(12)」の欄を「「個別税額控除割合の計算」の各欄」に、「平成29年４月１日」を「平成31年４月１日」に改め、同号後段を削り、同第五号(2)中「若しくは」を「又は」に改め、「又は連結親法人事業年度が平成31年４月１日前に開始した各連結事業年度において同表「７」の欄に記載された割合が100分の５を超える場合」を削る。

別表六の十一(七)を次のように改める。